

津別町パートナーシップ・  
ファミリーシップ宣誓制度  
利用の手引き

津 別 町

## 目次

1	津別町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは	1
2	宣誓をすることができる方	2
3	ファミリーシップ宣誓の対象となる方	3
4	宣誓の流れ	3
5	宣誓に必要なもの	5
①	住民票の写し又は住民票記載事項証明書	5
②	独身であることを証明する書類	5
③	本人確認ができる書類	6
④	通称名の使用を希望する場合	6
⑤	ファミリーシップ宣誓を希望する場合	6
6	交付書類	7
7	受領証等の再交付・記載事項変更・返還	7
①	受領証等の再交付	7
②	受領証等の記載事項変更	7
③	受領証等の返還	8
8	自治体間連携	8
9	利用できる行政サービスについて	9
10	Q & A（よくある質問）	9
11	【参考】津別町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	13

# 1 津別町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

津別町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、一方又は双方が性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを町に宣誓し、町が宣誓書受領証及び受領証カードを交付する制度です。また、宣誓する方の三親等以内の親族を家族として併せて受領書に記載することができます。

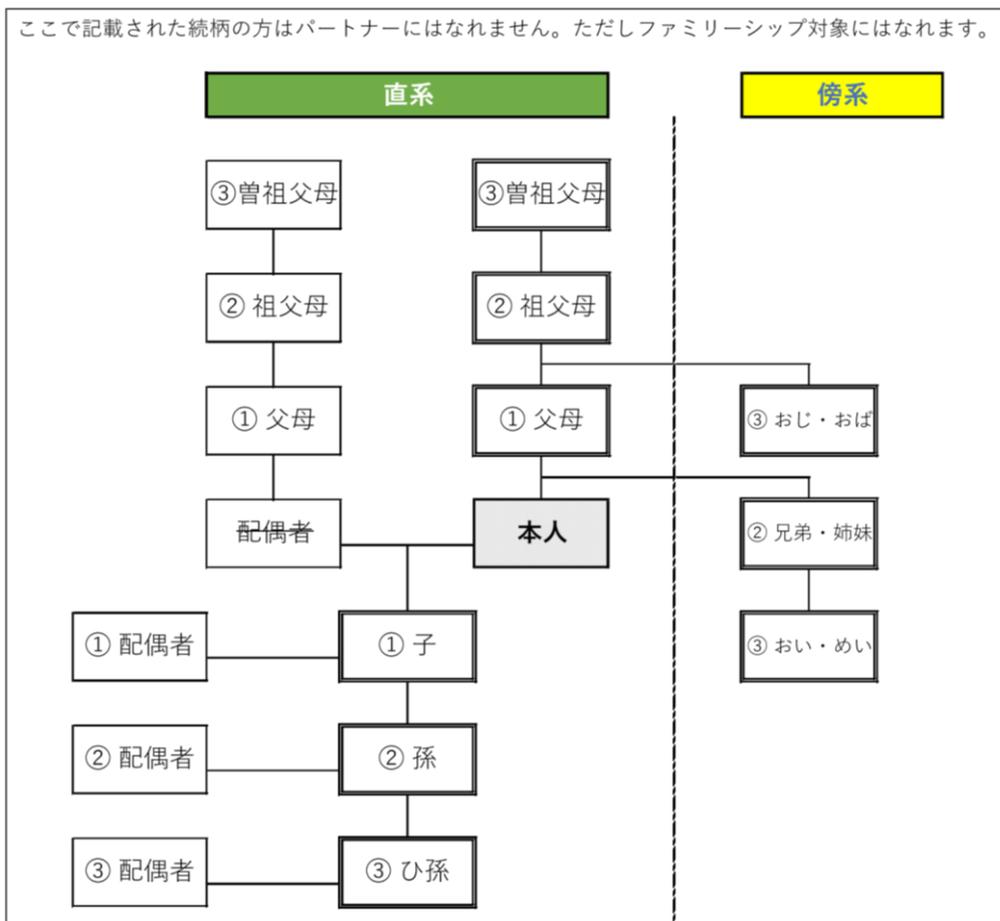
この制度は、婚姻制度とは異なり法律上の効力（相続や税の控除など）を生じるものではありませんが、性的マイノリティの方の生きづらさを少しでも軽減し、多様な性のあり方や人権が尊重され、一人ひとりの個性及び能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指していきます。

## 2 宣誓をすることができる方

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓をすることができる方は、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 一方又は双方が性的マイノリティであること。
- ② 民法で定める成年に達していること（満18歳以上の方）。
- ③ どちらか一方が津別町内に住所がある又は本町への転入を予定していること。
- ④ 配偶者（事実婚を含む。）がないこと。
- ⑤ 宣誓する相手以外の方とパートナーシップ関係にないこと。
- ⑥ 当事者同士が近親者（直系血族、三親等以内の傍系血族、直系姻族をいう。）でないこと。（パートナーシップ関係にある方が養子縁組をしている場合を除く。）

※下図参照



### 3 ファミリーシップ宣誓の対象となる方

ファミリーシップ宣誓の対象となる方は、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 宣誓する方の一方又は双方の三親等以内の親族であること。

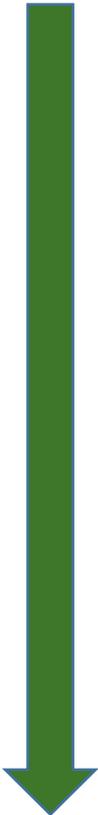
(又はこれに相当すると町長が認める者※)

※詳細は、住民企画課住民環境係(0152-77-8377)までお問い合わせください。

- ② 宣誓する方と生計が同一(同居、別居は問わない。)であること。

### 4 宣誓の流れ

- ① 宣誓日の予約



宣誓希望日の原則7日前までに(土日、祝日、年末年始を除きます。)電話・Eメールのいずれかの方法で、住民企画課住民環境係へ宣誓日時の予約をしてください。町と宣誓日時の調整を行います。

・宣誓可能な日時：平日

予約先：津別町住民企画課住民環境係 電話：0152-77-8377 E-mail：jyumin@town.tsubetsu.lg.jp
---

予約時には以下の項目をお知らせください。

- 1) 宣誓希望日・時間帯(第3希望まで)
- 2) 宣誓される方の氏名

※通称名で宣誓したい、外国籍の方が宣誓する場合はそのこともお知らせください。

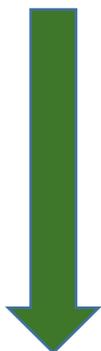
- 3) 代表の方の日中連絡先(電話番号又はメールアドレス)

- ② 事前用意



4 宣誓に必要なもの(5~6ページ)を参照し、ご用意ください。

### ③ 宣誓の受付



予約した日時に必要なものをお持ちの上、必ず宣誓を希望するお二人でお越しください。原則、個室で対応いたします。

町職員の立会いの下、町で用意した「津別町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書」及び「確認書」をご記入いただきます。

宣誓終了後、宣誓書（写し）をお渡しし、受領証等の交付日時の調整を行います。交付までには1週間程度かかります。

### ④ 宣誓書受領証等の交付

受領証等交付の予約日時に本人確認書類をお持ちになり、お越しください。お一人でもかまいません。本人確認後、受領証等を交付いたします。

なお、宣誓時に転入予定の方は、転入後1か月以内に住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出してください。

住民票の写し又は住民票記載事項証明書の確認後に受領証等をお渡しいたします。

## 5 宣誓に必要なもの

### ① 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

3か月以内に発行された住民票の写し又は住民票記載事項証明書のどちらかを提出してください。宣誓するお二人が同じ世帯である場合は、2人分の情報が記載されたもの1通でかまいません。

※個人番号（マイナンバー）の記載がないものを提出してください。

（記載があるものは受け取れません。）

※本籍地・筆頭者の記載の有無は、どちらでもかまいません。

#### ➤ 転入予定の方へ

津別町に転入予定の方は、転入予定住所が確認できる書類を提示してください。

- 転出証明書
- 賃貸借契約書の写しなど

なお、転入後1か月以内に住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出してください。

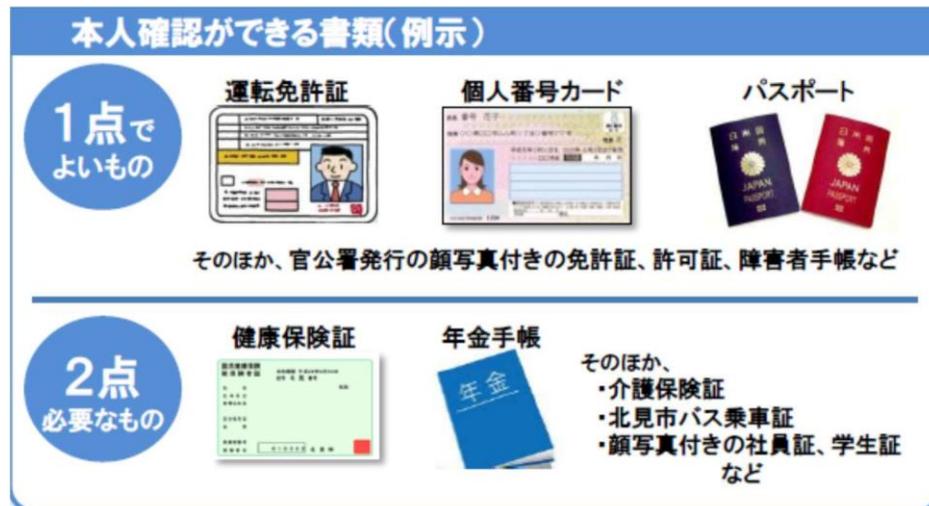
### ② 独身であることを証する書類

3か月以内に発行された戸籍謄本など配偶者がいないことを証明できる書類を提出してください。

外国籍の方は、本国が発給している配偶者がいないことを確認できる書類（婚姻要件具備証明書など）を、日本語訳を添付したうえで提出してください。

※ 戸籍は原則本籍地のある自治体で取得できますが、戸籍の広域交付制度開始に伴い、本籍地以外の自治体でも取得可能となりました（抄本、個人事項証明を除く）。本籍地が分からない場合は、本籍地が記載された住民票を取得することでわかります。また、請求については、窓口以外に郵送で請求も可能です。詳しくは本籍地のある自治体にご相談ください。

### ③ 本人確認ができる書類



※マイナンバーの「通知カード」は本人確認書類として認められておりません。

※国民年金法の改正により年金手帳自体は廃止されましたが、本人確認書類として引き続きご利用いただけます。

### ④ 通称名の使用を希望する場合

3か月以内に発行された日常生活において通称名を使用していることがわかる書類を提示してください。

- 給与明細書
- 自宅に届いた郵便物2通（消印があり、住民票の住所と一致していること。）
- 在学証明書 など

### ⑤ ファミリーシップ宣誓を希望する場合

- ファミリーシップ対象者本人の3か月以内に発行された住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- ファミリーシップ対象者との関係を確認できる書類（戸籍謄本等）
- 生計を一にしていることが確認できる書類（健康保険証、源泉徴収票等）

※宣誓する方とファミリーシップ対象者が同じ世帯のため①の書類により確認できる場合は、省略することができます。

## 6 交付書類

提出書類の確認後、1週間程度で受領証及び受領証カードを交付いたします。

本人確認書類を持参してお越してください。(お一人でもかまいません。)

## 7 受領証等の再交付・記載事項変更・返還

### ① 受領証等の再交付

紛失や毀損などにより受領証等の再交付を希望する場合は、「津別町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」(別記様式第4号)を提出してください。毀損や汚損の場合は、すでに発行している受領証等と引き換えになりますので、忘れずにお持ちください。紛失した場合でも、再交付後見つかった場合は速やかに返還してください。

〈必要書類〉

6ページ「5 宣誓に必要なもの ③本人確認ができる書類」

### ② 受領証等の記載事項変更

以下の項目に該当する場合は、「津別町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書記載事項変更届(別記様式第5号)を交付済みの受領証等とともに提出してください。

- (ア) 宣誓者又はファミリーシップ対象者に氏名又は通称名の変更があったとき。
- (イ) ファミリーシップ対象者を追加するとき。
- (ウ) ファミリーシップ対象者がその対象でなくなったとき。

〈必要書類〉

・6ページ「5 宣誓に必要なもの ③本人確認ができる書類」

・(ア) に該当するとき

氏名の変更があった方の戸籍個人事項証明書(抄本)又は日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類

・(イ) に該当するとき

6ページ「5 宣誓に必要なもの ⑤ファミリーシップ宣誓を希望する場合

### ③ 受領証等の返還

以下の項目に該当する場合は、「津別町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書返還届（別記様式第6号）を提出し、受領証等を返還してください。

- (ア) パートナーシップ関係を解消したとき。
- (イ) 宣誓した方の一方が亡くなったとき。
- (ウ) 宣誓した方の双方が津別町外に転出したとき。（ただし、自治体間連携を締結している自治体へ転出した場合を除く。）
- (エ) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。

〈必要書類〉

6 ページ「5 宣誓に必要なもの ③本人確認ができる書類」

## 8 自治体連携

津別町では、全国規模の広域ネットワーク「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入し、連携自治体間で転出・転入する場合の手続きを一部省略することができます。（連携自治体は町のホームページでご確認ください。）

※ただし、自治体間連携の対象となるのは、転出先自治体における宣誓等の要件を満たす方に限ります。

#### ➤ 津別町から連携自治体へ転出する場合

- ・津別町で交付した受領証及び受領証カードを返還する必要はありません。（津別町での手続きはありません。）
- ・転出先自治体で継続申告の手続きを行い、新しい受領証等が交付されます。（詳細は転入地自治体のホームページ等をご確認ください。）

## ➤ 連携自治体から津別町へ転入する場合

- ・「津別町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書」（別記様式第7号）を提出してください。

### 〈必要書類〉

- ・転出地自治体で交付された受領証及び受領証カード（2人分）
- ・5ページ「5 宣誓に必要なもの ①住民票の写し又は住民票記載事項証明書」
- ・6ページ「5 宣誓に必要なもの ③本人確認ができる書類」

### （対象者のみ）

- ・6ページ「5 宣誓に必要なもの ⑤ファミリーシップ宣誓を希望する場合」

※1市3町（北見市・美幌町・訓子府町・置戸町）から転入する場合は、ファミリーシップ対象者の「関係を証明する書類」の提出が省略できます。

※郵送の場合は返信用封筒（簡易書留分の切手貼付）を同封してください。

- ・提出書類の確認後、1週間程度で津別町の受領証及び受領証カードを交付します。本人確認書類を持参してお越しくください。（お一人でもかまいません。）

詳しくは、住民企画課住民環境係までお問い合わせください。

（電話：0152-77-8377、E-mail：jyumin@town.tsubetsu.lg.jp）

## 9 利用できる行政サービスについて

受領証や受領証カードに法的効力はありませんが、津別町では、家族としていくつかの行政サービスが受けられます。利用できるサービスについては、町ホームページでご確認ください。

## 10 Q&A（よくある質問）

Q1 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度と婚姻制度の違いはなんですか？

婚姻は、法律に基づいて行われ、法的な権利・義務が発生します。一方、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は津別町が独自で行う制度で、法的効力はありません。

Q2 同性のパートナーだけが宣誓することができませんか？

一方又は双方が性的マイノリティの方であれば、性別を問わず宣誓できます。

Q3 事実婚の二人は宣誓できますか？

性的マイノリティでない方で事実婚の方は、宣誓できません。

Q4 養子縁組している場合は宣誓できますか？

パートナーシップの関係に基づく養子縁組をしている場合は、宣誓できます。ただし、「おじ・おば」と「おい・めい」などの近親者間での養子縁組は対象となりません。

Q5 同居していないと宣誓できませんか？

宣誓を希望するどちらか一方が津別町内に居住（予定を含む。）していれば、同居している必要はありません。また、ファミリーシップ対象者についても同居の必要はありませんが、生計を同一である必要があります。

Q6 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に費用はかかりますか？

宣誓や宣誓書受領証等の交付に対する費用は、かかりません。ただし、宣誓の際に提出する必要書類の交付手数料などは、自己負担になります。

Q7 通称名を使用できますか？

性別違和など特別な事情がある場合は、通称名を使用することができます。通称名を使用する場合、日常生活において客観的に確認できる書類（郵便物、給与明細書などの資料）を宣誓時に提示していただきます。また、受領証等には戸籍名を併記します。

Q8 外国籍の人は宣誓できますか？

外国籍の人でも宣誓できます。その場合、婚姻要件具備証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添付して提出してください。婚姻要件具備証明書等の書類については、在日本大使館・領事館等にご相談ください。なお、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしても在留資格や在留期間は変わりません。

Q 9 宣誓する際にプライバシーは守られますか？

宣誓の際は、プライバシー保護のため個室対応し、担当の町職員のみ立ち合います。また、提出された書類や記載されている内容などの個人情報等について、本人の同意なく外部に情報を提供することは、ありません。

Q 10 平日以外の土・日や祝日に宣誓はできますか？

原則、宣誓は、平日（年末年始除く。）の受付としております。また、必ずお二人でお越しいただく必要がありますので代理人による宣誓はできません。ただし、特別な事情がある場合は、住民企画課住民環境係（電話：0152-77-8377）までご相談ください。なお、記載することが難しい場合は、代筆することができます。

Q 11 宣誓はどこで行いますが？

津別町役場庁舎内で行います。

Q 12 受領証等の再交付はできますか？

7ページ「7 受領証等の再交付・記載事項変更・返還 ①受領証等の再交付」をご覧ください。

Q 13 町外に転出する場合は手続きが必要ですか？

お二人が津別町外に転出する場合は、「津別町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届」（別記様式第6号）に受領証等を添付して届出をしてください。

自治体間連携を行っている自治体へ転出する場合は、8ページ「8 自治体間連携」をご覧ください。

Q 14 パートナーとの関係を解消した場合の手続きを教えてください。

「津別町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届」（別記様式第6号）に受領証等を添付して届出をしてください。

Q15 パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか？

婚姻に類似した関係を構築する方法として、公正証書により任意後見契約、合意契約等を結ぶ方法があります。手続きには費用が発生します。詳しくはお近くの公証役場にお問い合わせください。

Q16 子ども以外もファミリーシップ宣誓の対象になりますか？

宣誓者の一方又は双方の三等親以内の親族であり、生計が同一であれば対象となります。詳しくは、住民企画課住民環境係（電話：0152-77-8377）までご相談ください。

Q17 宣誓することにより戸籍や住民票の記載は変わりますか？

宣誓には法的な効力がありませんので、宣誓による変わることはありませんが、世帯主が宣誓者で、そのパートナー及びファミリーシップ対象者が同一世帯の場合、住民票の続柄を「縁故者」と表記することができます。変更には、窓口課での手続きが必要です。

Q18 受領証や受領証カードにはどのような使い方がありますか？

受領証や受領証カードに法的効力はありませんが、津別町では、家族としていくつかの行政サービスが受けられます。サービスについては、津別町ホームページをご確認ください。また、携帯電話の家族割引や生命保険の受取人に指定できるなどの民間サービスを受けられる場合があります。詳しくはサービス提供者にご確認ください。

# 10 【参考】津別町パートナーシップ・ファミリーシップ の宣誓の取扱いに関する要綱

○津別町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱  
(令和7年2月25日告示第13号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、多様な性のあり方や人権が尊重され、一人ひとりの個性及び能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、かつ、日常生活において相互に協力し合うことを約した一方又は双方が性的マイノリティである二人の者の関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップにある者とその一方又は双方の3親等以内の親族又はこれに相当すると町長が認める者が家族として協力し合う関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある者がパートナーシップ又はファミリーシップにあることを町長に対して誓うことをいう。
- (4) 性的マイノリティ 性的指向(自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。)が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認(自己の性別についての認識をいう。)が出生時の性と異なる者をいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) パートナーシップにある双方が民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) パートナーシップの宣誓をしようとする者のいずれか一方が町内に住所を有し、又は町内への転入を予定していること。
- (3) パートナーシップにある双方に配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。)がいないこと及び宣誓に係る相手方以外にパートナーシップを形成している者がいないこと。
- (4) パートナーシップにある双方の関係が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士でないこと。ただし、宣誓をしようとしている者同士が養子縁組をしている場合を除く。
- (5) ファミリーシップの宣誓をしようとする者にあつては、ファミリーシップ対象者と生計が同一であること。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、津別町パートナーシップ・ファミリーシップ

宣誓書(別記様式第1号。以下「宣誓書」という。)に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。ただし、自ら記入することができないと町長が認めるときは、代筆させることができる。

- (1) 宣誓の対象者全員の住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書(宣誓をしようとする日前3月以内に発行されたものに限る。)又は本町への転入を予定していることが確認できる書類
  - (2) 戸籍全部事項証明書(謄本)(宣誓をしようとする日前3月以内に発行されたものに限る。)又は独身を証明する書類その他の婚姻をしていないことが確認できる書類
  - (3) ファミリーシップの宣誓をしようとする場合は、ファミリーシップ対象者との関係を確認できる書類及び生計を一にしていることが確認できる書類
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 宣誓をしようとする者は、宣誓書を提出するときに、本人であることを明らかにするため、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。
- (1) 個人番号カード
  - (2) 旅券
  - (3) 運転免許証
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める書類
- 3 本町への転入を予定し、宣誓時に第1項第1号に掲げる転入を予定していることが確認できる書類を提出した者は、転入後1月以内に住民票の写し又は住民票記載事項証明書を町長に提出するものとする。

(受領証等の交付)

第5条 町長は、前条の規定による宣誓がなされた場合において、第3条に規定する要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓をした者(以下「宣誓者」という。)に対し、津別町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証(別記様式第2号)及び津別町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード(別記様式第3号)(以下これらを「受領証等」という。)を宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

(通称名の使用)

第6条 宣誓をしようとする者は、性別違和等で町長が特に必要があると認める場合には、宣誓書において通称名を使用することができる。

- 2 宣誓書において通称名の使用を希望する者は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提示するものとする。

(受領証等の再交付)

第7条 第5条の規定により受領証等の交付を受けた者(以下「受領者」という。)が、当該受領証等を紛失、毀損等の事情により再交付を希望するときは、津別町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(別記様式第4号)を提出することにより申請することができる。

- 2 町長は、再交付を希望する者に対し、必要に応じ、要件を確認することがで

きる書類の提出を求めることができる。

- 3 町長は、第1項の申請があったときは、受領証等を再交付するものとする。  
(宣誓書記載事項変更の申出)

第8条 受領者は、次の各号のいずれかに該当するときは、津別町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書記載事項変更届(別記様式第5号。以下「変更届」という。)を交付済みの受領証等とともに町長に提出しなければならない。

- (1) 宣誓者又はファミリーシップ対象者に氏名又は通称名の変更があったとき。
  - (2) ファミリーシップ対象者を追加するとき。
  - (3) ファミリーシップ対象者がその対象でなくなったとき。
- 2 変更届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
    - (1) 前項第1号に該当するときは、氏名の変更があった者の戸籍個人事項証明書(抄本)又は日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類
    - (2) 前項第2号に該当するときは、第4条第1項第3号に掲げる書類及び追加しようとするファミリーシップ対象者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書(宣誓をしようとする日前3月以内に発行されたものに限る。)
  - 3 町長は、変更届の提出があったときは、変更後の受領証等を交付するものとする。  
(受領証等の返還)

第9条 受領者は、次の各号のいずれかに該当するときは、津別町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届(別記様式第6号)に受領証等を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) パートナーシップが解消されたとき。
  - (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
  - (3) 第3条第2号から第4号までに掲げる要件に該当しなくなったとき。
  - (4) 受領証等の返還を希望するとき。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が受領証等の返還が必要と認めるとき。
- 2 町長は、受領者がパートナーシップを有しないと認めるとき、又は第3条各号に掲げる要件に該当しないと認めるときは、前項の規定により受領証等が返還されたとみなすことができる。
  - 3 町長は、第1項の規定により受領証等が返還されたとき、又は前項の規定により受領証等が返還されたとみなしたときは、当該受領証等の交付番号を公表することができる。  
(自治体間の広域連携)

第10条 パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークに加入している自治体(以下「構成自治体」という。)において受領証等に類する書類(以下「受領証等類似書類」という。)の交付を受けた者が、構成自治体間での住所の異動後も引き続きパートナーシップ又はファミリーシップの関係を継続する場合には、第4条から第6条までの規定にかかわらず、次項及び第3項に定めるところにより、受領証等の交付を受けることができる。ただし、第5項の同意が得られな

い場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定により受領証等の交付を受けようとする者(以下「継続申告者」という。)は、津別町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書(別記様式第7号。以下「申告書」という。)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、自ら記入することができないと町長が認めるときは、代筆させることができる。
  - (1) 構成自治体が交付した受領証等類似書類
  - (2) 申告の対象者全員の住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書(継続申告する日前3月以内に発行されたものに限る。)又は本町への転入を予定していることが確認できる書類
  - (3) ファミリーシップを継続しようとする場合は、第4条第1項第3号に掲げる書類
- 3 第4条第2項及び第3項並びに第6条の規定は、前項の規定により継続申告者が申告書を提出する場合について準用する。
- 4 第7条から第9条までの規定は、第1項の規定により受領証等の交付を受けた継続申告者について、準用する。
- 5 町長は、継続申告者から第2項に規定する書類の提出があった場合には、遅滞なく転出地である構成自治体に通知することとし、当該通知を行うときは、継続申告者の同意を得るものとする。
- 6 町長は、受領者が構成自治体に転出し、当該自治体において継続申告を行ったことが確認できた場合には、当該受領者の受領証等が返還されたものとみなす。
- 7 町長は、構成自治体以外の自治体と連携を図るときは、当該自治体と自治体間連携に関する協定を締結するものとする。この場合において、前各項の規定を準用する。

(周知及び啓発)

- 第11条 町長は、町民及び事業者に対しパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、受領者に対して公平かつ適切な対応が行われるよう、周知及び啓発活動を行うものとする。

(保存年限)

- 第12条 町長は、宣誓書等について、第9条第1項の規定により受領証等が返還された日又は宣誓者が同項各号に該当すると町長が認める日のいずれか早い日から起算して10年を経過する日まで保存するものとする。

(その他)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。



津別町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度  
利用の手引き（初版）  
2025年4月 発行

発行：津別町住民企画課住民環境係  
津別町字幸町41番地  
電話：0152-77-8377